

京都府市町村職員共済組合公報

第234号

令和4年3月17日

京都市上京区西洞院通下立売上ル
西大路町149番地の1
京都府市町村職員共済組合

公告第815号

不動産売却に係る一般競争入札実施について

本組合が所有する不動産について、下記のとおり一般競争入札を行うので公告する。
なお、入札に関する問い合わせ等については、本組合より不動産売却に関する業務を委託した業務受託業者（東急リバブル株式会社）が担当する。

記

1 売却対象不動産

(1) 土地

所 在：京都市南区東九条東山王町
地 番：19番1
地 目：宅地
地 積：3,060.01 m²（公簿）

(2) 建物

所 在：京都市南区東九条東山王町 19番地1
家屋番号：19番1
種 類：旅館
構 造：鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根地下1階付6階建
延床面積：6,544.65 m²（公簿）

2 入札参加に必要な要件

入札の参加者は、以下記載の要件に該当せず、買受に必要な資力、信用等を有することを条件とする。

- ① 未成年者、成年被後見人、被補佐人及び被補助人
- ② 破産者で復権を得ていない者
- ③ 「暴力団団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）に基づく暴力団員及びその構成員・準構成員
- ④ 暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員
- ⑤ 暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

- ⑥ 「破壊活動防止法」(昭和 27 年法律第 240 号) に基づくところの破壊的団体及びその構成員
- ⑦ 対象不動産の購入目的が「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和 23 年法律第 122 号) に基づく風俗営業及び風俗関連にあたる場合の買受申出者
- ⑧ 対象不動産の鑑定評価実施者及び鑑定評価実施者が当該物件の売買契約の媒介を行い、若しくは代理人となっている買受申出者
- ⑨ 次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後 2 年を経過していない者(この者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする)
 - ア 故意に入札に付す対象不動産を損傷し、その価値を減少させた者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 競争入札の実施に当たり執務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - カ 提出した書類に虚偽の記載をした者
 - キ その他著しい損害を与えた者
 - ク 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用者として使用した者
- ⑩ 単独ではなく 2 名以上にて共同して購入する者
- ⑪ 対象不動産の買受に際し、業務受託業者との間で媒介契約の締結を拒む者
- ⑫ その他本組合および業務受託業者が不適格と認めた者

3 入札参加の手続き

- (1) 入札に参加を希望する者には、業務受託業者の書式による対象不動産に係る秘密保持に関する誓約書を業務受託業者へ提出した後に、以下(2)に掲げる配付書類を開示する。

入札参加申込書については、令和 4 年 4 月 28 日(木)までに、業務受託業者へ持参、又は電話連絡のうえ郵送(期限内必着のこと)するものとする。

また、入札に関し、業務受託業者を介さず本組合に直接連絡等を行ってはならない。

入札参加申込書を提出後、本組合および業務受託業者にて資金計画の確認・信用力審査等を行い、入札参加可否を判断し、業務受託業者より連絡する。

なお、万一入札参加を断った場合についても理由については答えず、提出された書類はいずれも返還しない。

(2) 配付書類(主なもの)

- ① 入札参加申込書
- ② 入札書
- ③ 不動産売買契約書(案)
- ④ 重要事項説明書
- ⑤ 媒介契約書
- ⑥ 対象不動産に係る調書(図面等)

4 内覧会（現地説明会）

令和4年5月12日（木）に実施する予定であるが、内覧会への参加は、入札参加申込書を提出のうえ、本組合にて入札参加を認められた場合に限るものとする。

5 入札方法

（1）入札場所

京都市上京区西洞院通下立売上ル西大路町149番地の1
京都府市町村職員共済組合

（2）入札書の提出期限

令和4年6月20日（月）午後3時まで

入札書は、業務受託業者より配付した指定様式を使用し、会社概要を添付のうえ、持参または郵送（配達記録郵便にて期限内必着のこと）により本組合あて提出するものとする。

6 優先交渉権者の決定

令和4年6月29日（水）に業務受託業者より電子メールにて通知し、書面は発行しないものとする。優先交渉権者の決定に際し、買受価額のほか、資力、利用目的等を総合的に勘案し選定するものとし、優先交渉権者および落札価額等については、非公表とする。

7 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札および入札の条件に違反した入札は無効とする。

8 契約

優先交渉権者は、業務受託業者との間で媒介契約を締結し、業務受託業者より宅地建物取引業法第35条に基づく重要事項説明を受けたうえ、令和4年7月29日（金）までに、本組合の指定する売買契約書により、売買契約を締結し、売買代金を支払うものとする。

9 仲介手数料

優先交渉権者は、本組合との売買契約締結に際し、業務受託業者との間で媒介契約を締結し、仲介手数料として成約本体価格の3%+60,000円とこれに賦課される消費税及び地方消費税を合計した額を支払うものとする。

なお、本組合が委託する業務受託業者以外の宅地建物取引業者による募集および媒介業務は禁止とする。

10 配付書類等の請求・入札参加申込書に関する各書面等の提出場所および問い合わせ先

（業務受託業者）

名 称：東急リバブル株式会社 ソリューション事業本部

住 所：東京都千代田区丸の内2-7-2 JPタワー33階

担 当：伊東 伸介（イトウ シンスケ）

電 話：03-6895-0355（代表）
070-1369-0195（担当者直通）
Eメール：shinsuke-ito@ma.livable.jp
受付日時：土曜日・日曜日・祝日を除く、平日 10:00～17:00

令和4年3月17日

京都府市町村職員共済組合
理事長 河 井 規 子